

(証券コード 9285)
(発信日) 2023年 9 月 6 日
(電子提供措置の開始日) 2023年 8 月 30 日

投資主各位

東京都千代田区麹町二丁目 3 番地
麹町プレイス 8 階
東京インフラ・エネルギー投資法人
執行役員 永 森 利 彦

第 6 回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第 6 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態、本投資主総会の開催日時点における新型コロナウイルス感染症の感染状況及び行政機関の対応状況等にご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会につきましては、書面によって議決権を行使することもできます。その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年 9 月 21 日（木曜日）午後 6 時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、現行規約第 14 条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をいただけない場合、同条第 3 項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該相反する議案のいずれをも除きます。）について、賛成したものとみなされ、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

【本投資法人現行規約抜粋】

第 14 条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれ

- をも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
 3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。
 - (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
 4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資法人は「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投信法等の改正を含みます。)が2022年9月1日施行され、同日付で、本投資法人規約に、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされていることに基づき、当該電子提供措置をとっております。

本投資法人ウェブサイト「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

【本投資法人ウェブサイト】

<https://www.tokyo-infra.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスいただき、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

させていただきますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

また、電子提供措置事項について修正をする必要が生じた場合、本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月22日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件 |

以 上

-
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場にて、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2023年6月期に関する決算説明資料及び決算説明動画は、本投資主総会の開催後、本投資法人のウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/ja/ir/library.html>）にてご覧いただくことができます。
 - ◎突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によって、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更等に関するお知らせを本投資法人ウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/>）に掲載する場合がございますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた以下の対応に関するご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

【投資主の皆様へのお願い】

- 本投資主総会では書面によって議決権を行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態に不安がある場合には、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席をお控えいただくことをお勧めいたします。

【来場される投資主の皆様へのお願い】

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、ご来場の投資主様にアルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用及び体温測定等の感染防止対策にご協力いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフ等の席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性があります。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付が混雑する可能性があるため、時間に余裕をもって会場にお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資法人役員及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認のうえ、原則としてマスクを着用した状態で対応いたしますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講ずる可能性がございますので、ご理解及びご協力いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 法令改正に伴う法令名及び参照条文の変更を行うものです。（変更案第2条）
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、投資主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の規定を設ける規約変更がなされたものとみなされていますが、当該規約変更を確認的に規定するとともに、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものです。（変更案第9条第4項及び第5項）
- (3) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。（変更案第36条第1項第7号及び第10号並びに同条第2項第7号）

2. 変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更するものです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第2条（目的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として再生可能エネルギー発電設備（<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）第2条第3項に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。））。以下同じ。）等の特定資産（投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。	第2条（目的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として再生可能エネルギー発電設備（<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）第2条第2項に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。））。以下同じ。）等の特定資産（投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。
第9条（招集） 1. ～3. （省略） （新設） （新設）	第9条（招集） 1. ～3. （現行規約どおり） 4. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、<u>投資主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 5. 本投資法人は、<u>電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 規 約	変 更 案
第36条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. （1）～（6）（省略） （7）有価証券（第29条第6項各号、第30条第2項第4号から第14号までに定めるもの） <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手する。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができる。</u> （8）～（9）（省略）	第36条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. （1）～（6）（現行規約どおり） （7）有価証券（第29条第6項各号、第30条第2項第4号から第14号までに定めるもの） <u>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、時価をもって評価する。満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券は、取得原価をもって評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他の有価証券は、時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等（出資金等、株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを含む。）は、取得原価にて評価する。</u> （8）～（9）（現行規約どおり）

現 行 規 約	変 更 案
(10) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第16号に定めるもの） ① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値をいい、終値がなければ 気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。）に基づき算出した価額により評価する。</u> <u>なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u> ② <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u> ③ <u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できる。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、本号①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できる。</u> (11) ～ (12) (省略)	(10) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第16号に定めるもの） ① <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u> (削除) ② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できる。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、本号①にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できる。 (11) ～ (12) (現行規約どおり)

現 行 規 約	変 更 案
2. (1)～(6) (省略) (7) デリバティブ取引に係る権利(第1項第10号③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 第1項第10号①又は②に定める価額とする。 3. (省略)	2. (1)～(6) (現行規約どおり) (7) デリバティブ取引に係る権利(第1項第10号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 第1項第10号①に定める価額とする。 3. (現行規約どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員永森利彦は、2023年10月10日をもって任期満了となりますので、2023年10月11日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における執行役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、就任日である2023年10月11日より2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は2023年8月18日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位等	
ながもりとしひこ 永森利彦 (1959年8月12日生)	1983年4月	株式会社東海銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）
	1999年9月	同 秘書室次長
	2001年5月	同 犬山支店長
	2002年11月	同 東支社法人営業部長
	2004年12月	同 伊勢支社長兼支店長
	2006年6月	三菱UFJ信託銀行株式会社（出向） 名古屋不動産部長
	2009年10月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行） 名古屋港支社長
	2011年5月	東海東京証券株式会社 名古屋戦略部長
	2014年4月	東海東京アセットマネジメント株式会社 常務執行役員
	2015年12月	同 常務執行役員兼不動産金融事業本部長兼不動産ソリューション部長
	2016年4月	株式会社日本産業推進機構（出向）
	2016年10月	同 中部北陸ファンド専務
	2016年12月	同 中部北陸ファンド専務兼IRディレクター
	2019年6月	同 顧問（現任）
	2019年6月	東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任）
	2019年10月	東京インフラ・エネルギー投資法人 執行役員（現任）

- ・上記執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を保有しておりますが、2023年8月18日現在の保有口数は3口です。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年10月11日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は2023年8月18日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
おぎわらよしき 荻原良紀 (1961年11月17日生)	1984年4月	朝日生命保険相互会社
	2003年4月	同 ALMリスク管理ユニット ゼネラルマネージャー
	2005年4月	同 資産運用企画ユニット ゼネラルマネージャー
	2006年4月	朝日ライフアセットマネジメント株式会社（出向） オルタナティブ運用部長
	2008年4月	朝日生命保険相互会社 財務企画担当 ゼネラルマネージャー
	2010年4月	株式会社白洋舎（出向） 経営企画部部長
	2013年4月	朝日不動産管理株式会社（出向） 執行役員総務部長
	2016年4月	同 執行役員監査室長
	2018年7月	東京インフラアセットマネジメント株式会社 資産運用本部長
	2019年7月	同 執行役員資産運用本部長
	2019年10月	同 執行役員資産運用本部長 兼 資産管理部長（現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を保有しておりますが、2023年8月18日現在の保有口数は1口未満です。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の執行役員資産運用本部長 兼 資産管理部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員内藤加代子及び島田容男は、2023年10月10日をもって任期満了となりますので、2023年10月11日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、就任日である2023年10月11日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位等	
1	ない とう か よ こ 内 藤 加代子 (1949年5月2日生)	1985年4月 1988年9月 1989年9月 1991年9月 2004年9月 2014年4月 2017年10月 2018年6月 2019年1月	弁護士登録、濱田松本法律事務所 Columbia University School of Law (LL.M. 取得) Davis Polk & Wardwell法律事務所 (米国) 三井安田法律事務所 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 立命館大学法科大学院 非常勤講師 (現任) 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員 (現任) 双日株式会社 社外取締役 弁護士法人大江橋法律事務所 カウンセル (現任)

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位等	
2	しま だ やす お 島 田 容 男 (1969年2月2日生)	1991年10月 1995年9月 2000年5月 2000年8月 2001年8月 2003年4月 2004年11月 2005年10月 2007年12月 2008年4月 2008年5月 2010年7月 2014年7月 2014年10月 2016年10月 2016年10月 2016年10月 2017年4月 2018年1月 2020年4月 2021年10月 2023年8月	監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ） 公認会計士登録 Wharton School of University of Pennsylvania （MBA取得） JPモルガン証券会社（現・JPモルガン証券株式会社） ドイツ証券会社（現・ドイツ証券株式会社） フェニックス・キャピタル株式会社（現・エンデバー・ユナイテッド株式会社） 株式会社江戸沢（現・株式会社焼肉坂井ホールディングス） 社外取締役 コンピタント株式会社 マネージング・パートナー（現任） プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役 税理士登録 コンピタント税理士法人 代表社員（現任） 株式会社アイペット（現・アイペット損害保険株式会社） 社外監査役 NANARQ株式会社（現・株式会社GRCS）社外監査役（現任） ネットスクウェア株式会社 社外取締役 株式会社カントクグローバルコーポレーション 社外取締役 株式会社SCホールディングス（現・株式会社ヴァティアー） 社外監査役 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現・ナインシグマ・ホールディングス株式会社）社外監査役 株式会社ぶんか社 社外監査役 レイフィールド株式会社 社外取締役 株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 社外取締役（現任） 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員（現任） ハイブリッド株式会社 社外取締役（現任）

- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者内藤加代子及び島田容男は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。監督役員候補者内藤加代子及び島田容男は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。

参考事項

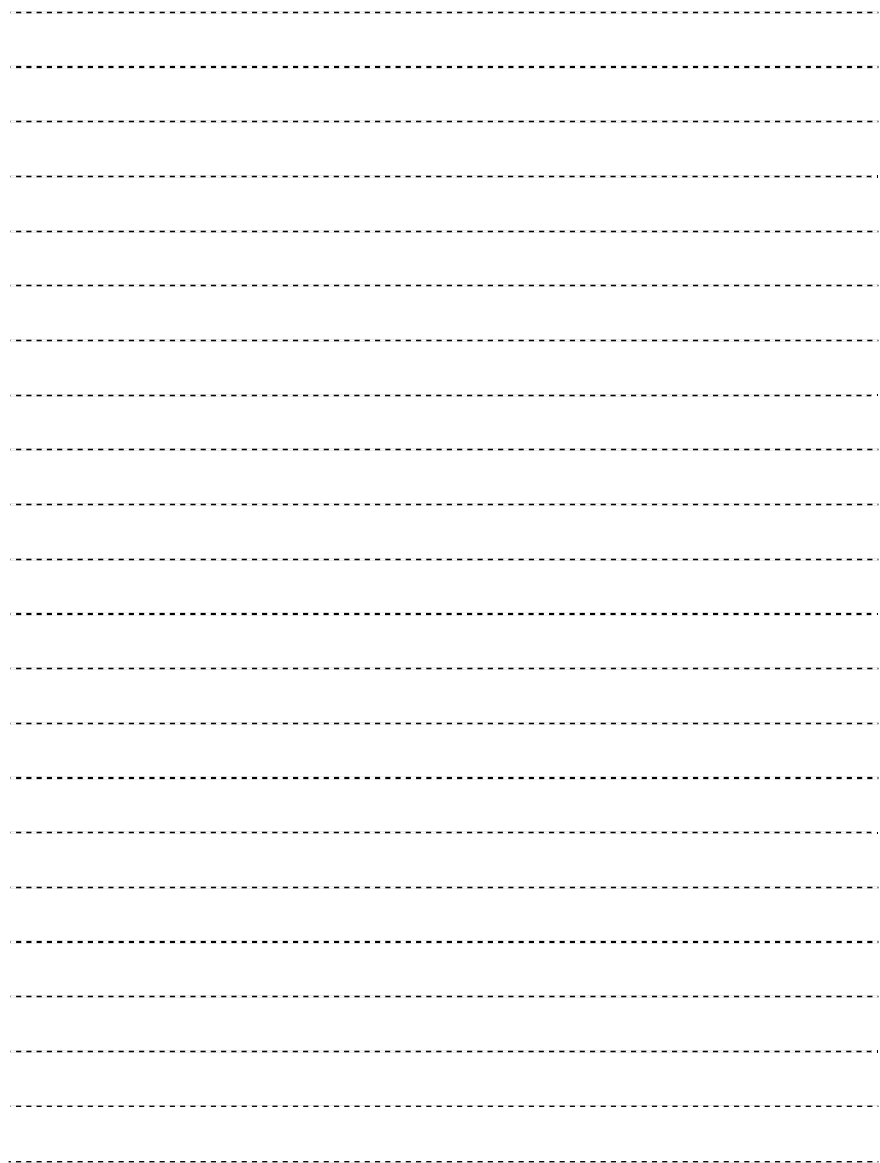
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

また、本投資法人規約第14条第3項が適用される第2号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、2023年8月18日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2023年8月18日から2週間以内に少数投資主から第2号議案乃至第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されません。当該期間に少数投資主から第2号議案乃至第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人のウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/>）に掲載いたします。

以 上

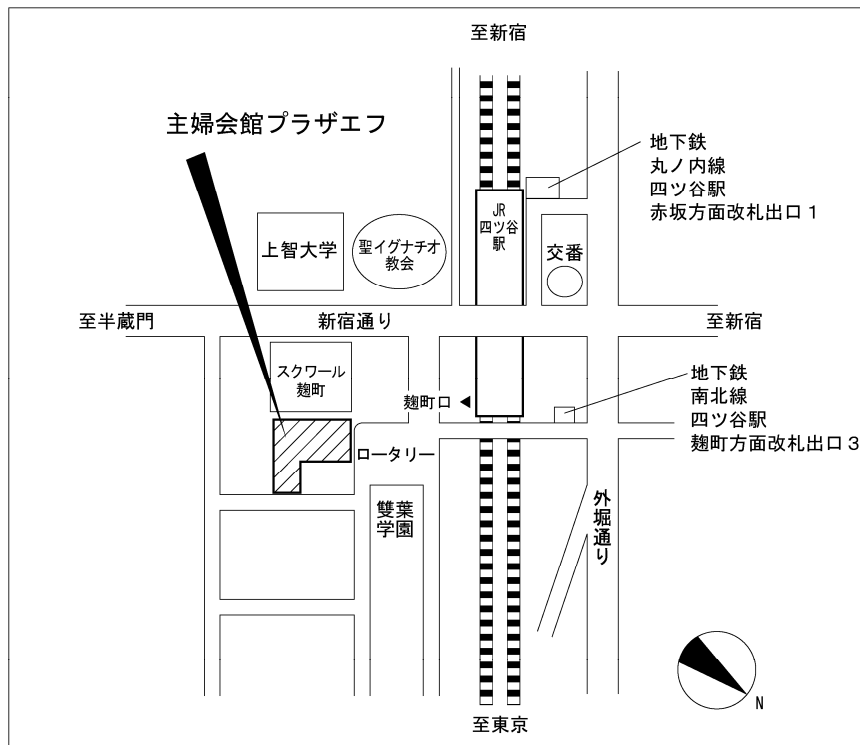
(メモ欄)

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.



第6回投資主総会会場ご案内図

■会 場
東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ



■交通のご案内

JR中央線（快速）／中央・総武線（各駅停車）：四ツ谷駅（麹町口）徒歩1分
地下鉄（東京メトロ）丸ノ内線：四ツ谷駅（赤坂方面改札出口1）から徒歩3分
地下鉄（東京メトロ）南北線：四ツ谷駅（麹町方面改札出口3）から徒歩3分

■お願い

- ・駐車場のご用意はいたしておりません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場が混雑する可能性もございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日はお土産を用意いたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。